

通所介護、介護予防通所介護相当サービス、新しい通所型サービス 比較表

種別	介護給付	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	
	通所介護/地域密着型通所介護	介護予防通所介護	新しい通所型サービス
対象者	要介護1～5	要支援1・2及び事業対象者	要支援1、2及び事業対象者
対象者の状態像とサービス提供の考え方	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、 入浴、排泄、食事等の身体介助が不要な方を対象 に、運動機能向上のトレーニングやレクリエーション活動等を行うことにより、生活機能の維持改善を目指す。
提供時間	3～9時間	3～9時間	<u>2時間以上</u>
サービス内容	・入浴、排せつ、食事等の介護 ・生活等についての相談・助言 ・健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練	・入浴、排せつ、食事等の介護 ・生活等についての相談・助言 ・健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練	・いきいき百歳体操と体力測定の実施 ・介護予防に資するその他の運動やレクリエーション等（身体介助は行わない）
送 迎	あり	あり	あり
入 浴	あり	あり	なし
実施方法	事業所指定	事業所指定	事業所指定
サービス提供者	雇用労働者	雇用労働者	雇用労働者＋ボランティア（補助員）
介護報酬・事業支給費	・要介護1（364～735単位/回） ・要介護2（417～888単位/回） ・要介護3（472～1,006単位/回） ・要介護4（524～1,144単位/回） ・要介護5（579～1,281単位/回） ※事業所規模と提供時間による	・要支援1・事業対象者（週1回程度の利用）1,647単位/月 ・要支援2（週1回程度の利用）1,647単位/月 ・要支援2（週2回程度の利用）3,377単位/月	・要支援1・事業対象者（週1回程度の利用）270単位/回 ・要支援2（週1回～2回程度の利用）270単位/回
主な加算	サービス提供体制強化加算、入浴介助加算、個別機能訓練加算など	生活機能向上グループ活動加算、運動機能向上加算、サービス提供体制強化加算など	なし
利用者負担1	介護報酬の1割又は2割	事業費の1割又は2割	事業費の1割又は2割
利用者負担2	食費、おむつ代、その他の日常生活費	食費、おむつ代、その他の日常生活費	食費、おむつ代、その他の日常生活費
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	限度額管理の対象・国保連で管理	限度額管理の対象・国保連で管理
人 員	（1）管理者※ 専従1以上 （2）生活指導員 1以上 （3）看護職員 1以上（定員10人以下は配置不要） （4）介護職員 利用者15人までは1以上、利用者15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 （5）機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	（1）管理者※ 専従1以上 （2）生活指導員 1以上 （3）看護職員 1以上（定員10人以下は配置不要） （4）介護職員 利用者15人までは1以上、利用者15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 （5）機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	（1）管理者※ 専従1以上 （2）— （3）— （4）従事者 利用者15人までは1以上、利用者15人を超える場合は、 利用者1人に必要数 （5）— 管理者及び従事者は有資格者等のほか、市実施の研修修了者とする ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
設 備	（1）サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） （2）食堂、機能訓練室、静養室、事務室 （3）消火設備そのほかの非常災害に必要な設備 （4）必要なその他の設備・備品	（1）サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） （2）食堂、機能訓練室、静養室、事務室 （3）消火設備そのほかの非常災害に必要な設備 （4）必要なその他の設備・備品	（1）サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） （2）— （3）消火設備そのほかの非常災害に必要な設備 （4）必要なその他の設備・備品
運 営	（1）内容及び手続きの説明及び同意 （2）提供拒否の禁止 （3）サービス提供困難時の対応 （4）受給資格等の確認 （5）要介護認定の申請に係る援助 （6）心身の状況等の把握 （7）居宅介護支援事業者等との連携 （8）法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 （9）居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 （10）居宅サービス計画等の変更の援助 （11）サービス提供の記録 （12）利用料等の受領 （13）保険給付の請求のための証明書の交付 （14）利用者に関する市町村への通知 （15）緊急時の対応 （16）運営規定 （17）勤務体制の確保等 （18）定員の遵守 （19）非常災害対策 （20）衛生管理等 （21）掲示 （22）秘密保持 （23）広告 （24）利益供与の禁止 （25）苦情処理 （26）事故発生時の対応 （27）会計の区分 （28）記録の整備	（1）内容及び手続きの説明及び同意 （2）提供拒否の禁止 （3）サービス提供困難時の対応 （4）受給資格等の確認 （5）要支援認定等の申請に係る援助 （6）心身の状況等の把握 （7）地域包括支援センター等との連携 （8）第一号事業支給費の支給を受けるための援助 （9）ケアプランに沿ったサービスの提供 （10）ケアプラン等の変更の援助 （11）サービス提供の記録 （12）利用料等の受領 （13）第一号事業支給費の請求のためのサービス提供証明書の交付 （14）利用者に関する市への通知 （15）緊急時の対応 （16）運営規定 （17）勤務体制の確保等 （18）定員の遵守 （19）非常災害対策 （20）衛生管理等 （21）掲示 （22）秘密保持等 （23）広告 （24）利益供与の禁止 （25）苦情処理 （26）事故発生時の対応 （27）会計の区分 （28）記録の整備	（1）内容及び手続きの説明及び同意 （2）提供拒否の禁止 （3）— （4）受給資格等の確認 （5）— （6）心身の状況等の把握 （7）地域包括支援センター等との連携 （8）— （9）ケアプランに沿ったサービスの提供 （10）ケアプラン等の変更の援助 （11）サービス提供の記録 （12）利用料等の受領 （13）第一号事業支給費の請求のためのサービス提供証明書の交付 （14）— （15）緊急時の対応 （16）運営規定 （17）— （18）定員の遵守 （19）非常災害対策 （20）衛生管理等★ （21）— （22）秘密保持等★ （23）— （24）— （25）苦情処理 （26）事故発生時の対応★ （27）— （28）記録の整備 （29）廃止・休止の届出と便宜の提供★ ★国が定める必ず遵守すべき基準
基本的・具体的 取扱い方針等	・介護予防通所介護計画の作成 ・評価の実施	・介護予防通所介護計画の作成 ・評価の実施	・簡易な個別計画書 ・評価（体力測定）の実施